

高千穂町入札心得

令和 5 年 4 月 1 日

第 1 法令等の遵守

- 1 入札参加者は、地方自治法及び同施行令並びに高千穂町財務規則を遵守しなければならない。
- 2 入札参加者は、入札に際し、高千穂町の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するようなことを避けるほか、常に公共工事等を推進するにふさわしい入札参加者として入札に臨まなければならない。
- 3 入札参加者は、設計図書等（図面、仕様書及びその他交付書類）、その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

第 2 公正な入札の確保

- 1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに刑法等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札中は、スマートフォン等の通信機器を使用してはならない。

第 3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

第 4 入札保証金

入札保証金の額は、100 分の 5 以上とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に高千穂町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 か年の間に高千穂町、国又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

第5 入札の効力

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項について行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札
- (8) 工事費内訳書が未提出、又は提出された工事費内訳書に不備がある入札
- (9) 工事費内訳書の作成において不正があった入札

第6 入札の失格

- 1 入札通知にある入札時刻に遅刻した者は失格とする。
- 2 最低制限価格を設定している場合は、最低制限価格を下回ることとなる価格で入札した者は失格とする。
- 3 再度の入札において前回の入札における最低入札価格（最低制限価格を設けた場合は、その額以上に限る。）以上の価格で入札した者は失格とする。

第7 再度入札

- 1 予定価格を入札前に公表しない場合における再度の入札の回数は2回までとし、入札回数は初回を含めて3回までとする。なお、予定価格を入札前に公表する場合においては、再度の入札は実施しない。
- 2 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札が失格又は無効となった者は、再度の入札に参加できないものとする。

第8 入札の辞退

- 1 入札に指名された者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、入札書提出後は、いかなる理由があっても辞退することはできない。
- 2 入札に指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前には、入札辞退届を直接持参し、又は入札日の前日までに到達するよう送付すること。
 - (2) 入札執行中、再度入札の辞退には、入札辞退届又は入札を辞退する旨を明記した入札書を提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

- 3 入札に指名された者が、入札を辞退するときは、設計図書等を必ず返納すること。

第9 入札の延期及び取りやめ等

- 1 入札参加者が、第1及び第2の規定に抵触したとき等、町長が必要と認められる場合は、入札の執行を延期し、当該入札に関する調査を行うことができる。また、調査の結果、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の執行を取りやめることができる。
- 2 前項の規定により本町が調査を行うときは、入札参加者は調査に協力しなければならない。
- 3 町長は、入札執行に際して、天変地異、その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期又は取り消すことができる。

第10 落札者の決定方法

- 1 予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出した者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低の価格で入札した者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これにかわって、入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

第11 工事費内訳書

- 1 建設工事にあっては工事費内訳書の提出を要するものとし、入札時に入札書と一緒に提出するものとする。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第12 その他

- 1 入札参加業者の公表は事後公表とする。
- 2 入札書及び委任状は、封筒に入れられないものとする。ただし、高千穂町財務規則第117条第3項の規定により入札書を提出する場合はその限りではない。